

第三者の行為による被害届等の提出について

この第三者の行為による被害届等関係書類は、必ず提出しなければなりません。

保険者（市町等）の窓口へ必ず届け出を

交通事故等の治療費は、本来、第三者（事故の相手方）が過失割合に応じて支払うべきものですが、交通事故等によって受傷した場合でも、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険などの健康保険により診療を受けることができます。

健康保険により診療を受けた場合、保険者（市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合）は医療機関へ自己負担を除いた診療費を支払うことにより、その支払った診療費について、保険者（市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合）が第三者（事故の相手方）に対し損害賠償請求権を取得し、第三者（第三者の加入している自動車損害賠償責任保険（共済）等）へ請求することになりますので、必ず保険者（市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合）へ届け出をしてください。

保険者（市町等）への届け出に必要な書類

- ① 第三者の行為による被害届〔様式交第4〕
- ② 事故発生状況報告書（被保険者用）〔様式交第5〕
- ③ 事故発生状況報告書（第三者用）〔様式交第6〕※1
- ④ 念書〔様式交第7〕
- ⑤ 誓約書〔様式交第8〕※1
- ⑥ 交通事故証明書（コピー可）※2
- ⑦ 人身事故証明書入手不能理由書※3

※1 第三者（事故の相手）の方に記入していただく書類になります。

第三者（事故の相手）の方にご協力いただいて提出してください。

※2 受傷事由が交通事故の場合、自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書を提出してください。

※3 受傷事由が交通事故の場合で、交通事故証明書の「照合記録簿の種別」欄が“物件事故”の場合に提出が必要になります。

第三者（事故の相手）の方に証明していただく書類となりますので、第三者（事故の相手）の方にご協力いただいて提出してください。

各書類の記入にあたっては、中面及び裏面の記入例を参考に記入してください。